

令和7年度 教育・保育施設指導検査実施方針

令和7年4月1日

施行

1 基本方針

三鷹市（以下「市」という。）では、「第5次三鷹市基本計画」（令和6年6月策定）において、保育園及び幼稚園の機能の強化のひとつに保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を掲げ、この中で指導検査の強化を図ることとしている。

さらに「三鷹市子ども総合計画」（令和7年3月策定）において、保育の質の向上と幼児教育の充実のひとつに指導検査の強化を掲げ、教育・保育施設の適正かつ円滑な運営を安定的に確保するため、指導検査を強化することとしている。

また、市では計画に先立ち令和6年4月より子ども政策部保育支援課指導検査係を新設し、指導検査体制の強化を図っている。

以上のことを踏まえ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等に対する一般指導検査については、「子ども・子育て支援法に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例」、「三鷹市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する規則」及びその他関係法令等に照らして、教育・保育施設に対して、特定教育・保育、特定地域型保育及び特定子ども・子育て支援の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費（委託費）、地域型給付費及び施設等利用費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、利用者の保護及び児童福祉行政への信頼の維持・確保に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施する。

これらの実施に当たっては、本市の各部課、東京都及び関係する地方公共団体等との連携を図り、情報交換や合同検査の実施を通じて、より効果的・効率的な指導検査に努める。

また、「三鷹市保育施設巡回支援事業実施要綱」に基づき実施する保育施設巡回支援と情報共有及び連携を図り、重層的に子どもの安全と保育の質の確保に努める。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (エ) 施設単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区別するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

エ 適正な給付費等の請求

(ア) 施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費、又は施設等利用費の請求が適正に行われているか。

(イ) 市助成の請求が適正に行われているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設

イ 特定地域型保育事業

ウ 特定子ども・子育て施設等

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として係長職以上の職にある者を班長とし、
2 人以上とする。ただし、施設の状況により適宜体制を再編する。

なお、必要に応じて、東京都との合同実施とする。

(エ) 実施通知

「三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱」
(以下「要綱」という。) 第 7 条の規定に基づき通知する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として課長補佐職以上の職にある者を班長とし、3 人以上とする。この場合において、班長を除く検査員のうち 1 人以上は、係長以上の職にある者とする。

なお、必要に応じて、東京都との合同実施とする。

(エ) 実施通知

要綱第 9 条の規定に基づき通知する。

(3) 全体計画の策定

指導検査を開始する時までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定の対象

原則として、令和 7 年 4 月 1 日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等

- a 過去の一般指導検査及び特別指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- b 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- c 新規に開設された施設
- d 前回の指導検査から一定の期間を経過した施設
- e その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(イ) 特定地域型保育施設

児童福祉法施行令第 35 条の 4 の規定に基づき、全ての施設に対して実施する。

5 関係団体等との連携

(1) 東京都

- ア 児童福祉法に基づく東京都の指導検査と市の指導検査との合同実施を行う。
- イ 前項のほか、東京都の指導検査において市の職員が立ち会う。
- ウ 指導検査等における疑義の照会等、必要な支援を求める。
- エ 指導検査等の結果等を提供することにより、情報の共有化及び指導検査等の効率化を図る。

(2) 他市区町村

必要に応じて、市の指導検査で確認した違反疑義等の情報を関係する市区町村と共有するとともに、施設型給付費等を支給する他市区町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に努める。

(3) 庁内関係部課

市が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査と必要な連携を行うとともに、必要な情報交換を行う。

また、必要に応じて、庁内関係部課間で、連携を図る。